

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	こども保育課
処分の 名称	保育料の減免
処分権者	市長
根拠規定	周南市子どものための教育・保育給付に係る保育料に関する条例第3条
基準規定	周南市子どものための教育・保育給付に係る保育料に関する条例第3条 周南市子どものための教育・保育給付に係る保育料に関する条例施行規則第5条 周南市子どものための教育・保育給付に係る保育料の減免に関する要綱第2条；別表
審査基準	周南市子どものための教育・保育給付に係る保育料に関する条例第5条 （保育料の減免） 第5条 市長は、特に必要があると認めるときは、保育料を減額し、又は免除することができる。
標準処理 期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	こども保育課
処分の 名称	幼稚園入園の許可
処分権者	幼稚園長
根拠規定	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第1項
基準規定	周南市立幼稚園管理規則第3条;第9条
審査基準	周南市立幼稚園管理規則第3条、第9条 （入園の資格） 第3条 幼稚園に入園することのできる者は、学年の始まる日の前日において、満3歳に達する者（以下この条において「満3歳児」という。）から就学の始期に達するまでの幼児とする。ただし、満3歳児の入園については、菊川幼稚園、桜田幼稚園、須々万幼稚園、大津島幼稚園及び八代幼稚園とする。 （入園の許可） 第9条 幼稚園の入園は、次の各号に該当する者のうちから選考して園長がこれを許可する。 (1) 市内に住居を定める保護者と同居している者 (2) 安全かつ容易に通園できる者 (3) 保育に堪える程度に精神的、身体的に健康である者
標準処理 期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	こども保育課
処分の 名称	保育所入所の承諾
処分権者	市長
根拠規定	周南市子ども・子育て支援法等施行細則第18条;別表
基準規定	周南市子ども・子育て支援法等施行細則第18条;別表
審査基準	周南市子ども・子育て支援法等施行細則第18条 （施設又は事業の利用の調整及び決定） 第18条 市長は、第4条第2項により教育・保育給付認定を行った保育認定子どもについて、児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による保育所等（同法第24条第3項に規定する保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等をいう。以下同じ。）の利用についての調整を行うものとする。 2 前項の調整は、教育・保育給付認定保護者の状況に応じ、別表により算定した評点数の高い保育認定子どもから優先的に利用させるものとする。この場合において、評点数が同じ保育認定子どもがある場合の利用は、家庭の状況等を考慮して総合的に調整するものとする。 3 前項の規定にかかわらず、地域型保育施設を卒園した保育認定子どもが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）に定める連携施設（以下「連携施設」という。）への利用を希望する場合は、他の利用を希望する保育認定子どもに優先するものとする。ただし、連携施設への申込みが連携施設の受入れ可能な人数を超える場合は、前項の規定により調整するものとする。 4 市長は、第1項の調整により保育認定子どもが利用する保育所等を決定したときは、保育の利用期間及び保育料の額を定めて利用承諾通知書（別記様式第19号様式）により当該教育・保育給付認定保護者に通知するとともに、当該保育所等にその旨を通知するものとする。 5 市長は、第1項の調整により保育所等の利用の承諾に至らなかったときは、その理由を記載した利用保留通知書（別記様式第20号様式）により当該教育・保育給付認定保護者に通知するものとする。
標準処理 期間	30日
備考	